

受	2年	11月	24日
付	午前・ <u>午後</u>	/ 時	35分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 2年 11月 24日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 谷口 武司

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により 12 月
定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問項目の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問項目 (大項目) ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1回目から 質問事項 (大項目) ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



<p>質問事項</p> <p>No. 1</p>	<p>平池の保全方針や活用の可能性について</p>
<p>要旨</p>	<p>平池は尾張旭市中心部の一等地にあり市街化区域でもあるため多くの先輩議員がその活用方法を質問されてきました。地元愛を込めてこの池の事を語ると、航空写真で市役所や尾張旭駅を写すと被写体より大きく必ず映り込んでしまう平池、道路からはどうあっても水面の見えない平池、秋には鳥が群がり夕日のきれいな平池、一級河川天神川の水源の一つでもある平池、先人の話として半分以上を埋め立てその売却資金が今の尾張旭発展の礎となった平池、瀬戸電の駅名にもなった平池、愛知用水が引かれるまでは本市にある多くの水田に今池、濁池、藤池、一斗ケ池からも余水を集め水を分配するハブの役目を果たした平池、目立たないのに話題の尽きないこの平池を我々世代はどうしていくのか、北原山土地区画整理事業の進捗に伴い、北原山地区からの雨水の流入がなくなり調整池としての機能が大きく減少した事をきっかけとして、今後の保全の方針や活用の可能性などを質問していきたいと思えます。</p> <p>(1) 平池の歴史について</p> <p>(2) 農業政策の観点での平池の位置付けについて</p> <p>(3) 都市計画の観点での平池の位置付けについて</p> <p>(4) 今後の活用の可能性について</p> <p>ア 保全を前提とした都市公園の可能性について</p> <p>イ 治水対策での活用の可能性について</p>

※申し合わせ事項に留意する。

<p>質問事項</p> <p>No. 2</p>	<p>地域のごみ集積所の維持管理について</p>
<p>要旨</p>	<p>家庭から排出される様々な不用品、特に一般廃棄物の処理は地域の住みよきブランド力の大きな評価対象だと考えます。地域のごみ集積所の維持管理に関して、本市を含む多くの自治体がそこに住む住民の自治や助け合いの精神に基づいて適切な維持管理をお願いしている状況に有ると思います。また、市内においては地域のごみ集積所を10軒程度に1箇所をめどにしていると過去の答弁で見ることができます。</p> <p>しかしながら、地域に目を向けると時間の経過による世帯構成の変化や、新規の宅地開発に伴い、地域のごみ集積所を管理をされる一部の方々に多くの負担を強いてしまっている集積所も出てきてしまっているのではないのでしょうか。</p> <p>インターネット等の情報になってしまいますが、超高齢社会の中でこれまで管理されていた方が負担に耐えられず地域の集積場所の取りやめを申し出られ、集積所が無くなってしまい、これまで集積所の管理について知らなかった住民から行政に問い合わせをするような事案も発生しているようです。</p> <p>来年4月から晴丘センターでは持ち込まれる一般廃棄物の受け取り料金制度が変更になります。この有料化にともない市民生活に影響はないのかを含めお伺いしていきたいと思えます。</p> <p>(1) 地域のごみ集積所の維持管理について</p> <p>ア 地域のごみ集積所の箇所数について</p> <p>イ 地域のごみ集積所の管理者について</p> <p>ウ 問題のあるごみ集積所の把握について</p> <p>エ 問題のあるごみ集積所への個別対応について</p> <p>(2) 晴丘センター持込み一般廃棄物有料化の影響について</p> <p>ア 燃えるごみ集積所への影響について</p> <p>イ 不法投棄が増加した場合の対応について</p>

※申し合わせ事項に留意する。